

第2次消費生活基本計画における数値目標等について

くらし安全・消費生活課

1 第2次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画における目標

| 項目 | 内 容 |
|------|-------------------------------|
| 重点目標 | 消費者大学や出前講座等への年間参加者 2万人を目指します |
| | 長野県版エシカル消費の認知度 100%を目指します |
| | 特殊詐欺被害認知件数 90件以下を目指します |
| | 全ての市町村に高齢者等見守りネットワークを構築します |
| | 市町村消費生活センターの人口カバー率 100%を目指します |

2 年度別の実績

| 年 度 | | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 備 考 |
|---------------------------|----|--------|-------|------|------|------|---------------|
| 消費者大学や出前講座等 への年間参加者（人） | 目標 | | 2万人 | | | | |
| | 実績 | 22,557 | — | — | — | — | |
| 長野県版エシカル消費の 認知度（%） | 目標 | | 100% | | | | |
| | 実績 | 16.0 | — | — | — | — | 環境フェア にて集計 |
| 特殊詐欺被害認知件数 (件) | 目標 | | 90件 | | | | |
| | 実績 | 140 | — | — | — | — | 暦年で 集計 |
| 高齢者等見守りネットワ ークの構築（市町村） | 目標 | | 77市町村 | | | | |
| | 実績 | 64 | — | — | — | — | |
| 市町村消費生活センター の人口カバー率（%） | 目標 | | 100% | | | | |
| | 実績 | 84.4 | — | — | — | — | |

第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画の概要について

1 趣旨・基本理念

すべての県民が、消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、県民の消費生活における自立を支援し、若年者を含めた積極的な「学び」を促進するとともに、消費者団体等の多様な主体の「自治の力」を支援することにより、県民の消費生活の安定と向上を目指す。

また、「長野県版エシカル消費」(人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費)の推進に取り組み、SDGsにおける「持続可能な生産消費形態の確保」に資する。

2 施策の展開

長野県消費生活条例で定める「消費者の5つの権利」を施策推進の基本方針として、従来からの課題である次の事項について、引き続き施策を推進する。

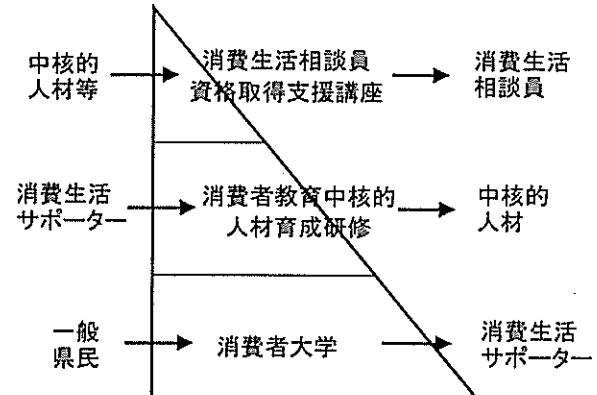
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ○情報の確実な伝達 | ○外国人、障がい者等への啓発 |
| ○特殊詐欺被害認知件数の半減 | ○適格消費者団体の設立支援 |
| ○高齢者等見守りネットワークの構築 | ○消費生活センターの情報発信機能の強化 |
| ○消費生活サポーターの活用 | ○市町村消費生活センター人口カバー率の増加 |

新たな施策として、次の施策を推進する。

○『消費者大学』事業

一般県民、消費者教育の中核的人材、国家資格取得希望者の各段階に応じた『学び』の場を開設。中核的人材により県民の『自治の力』を支援し、地域活動を活性化。

小・中・高校へは外部講師派遣事業・出前講座を継続実施。教育委員会では「新学習指導要領」に基づき消費者教育を実施。子育て世代へも出前講座を実施。



○『長野県版エシカル消費』の推進

国際的な取組としての「エシカル消費」に加え、長野県独自の取組として「健康に配慮した消費行動」を位置付けることにより、医療費抑制などの社会的課題の解決に寄与とともに、「地消地産をはじめとするエシカルな生産活動」を積極的に展開。

消費者大学などを通じて、長野県版エシカル消費の広報・啓発に努めつつ、大規模な消費者団体(生協等)や生産者・事業者団体、県内の大学及び関係部局と連携し、消費者・生産者・事業者の対応を促進。

3 数値目標

| | |
|-----------------------------|-------|
| 消費者大学・講座等の受講者数 | 年間2万人 |
| 長野県版エシカル消費認知度 | 100% |
| 特殊詐欺被害認知件数 (H25:195件の半減) | 90件 |
| 高齢者等見守りネットワークの構築 | 全市町村 |
| 市町村消費生活センター人口カバー率 | 100% |

【新設】

【新設】

【継続】

【継続】

【継続】

平成31年度施策体系

くらし安全・消費生活課

平成31年度当初予算額 194,642千円 [国補102,061 財産収入1 諸収入1,858 一般財源90,722]
 (平成30年度当初予算額 276,976千円)

しあわせ信州創造プラン
2.0

生命・生活リスクの軽減

第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画

(172,178)

| 基本方針・施策 | 予算額(千円) | 分野 |
|---|---------------|------------|
| I 県民の安全・安心な消費生活の確保 1 商品・サービスの安全・安心の確保 (1) 食品の安全・安心の確保 (2) 消費者事故情報等の収集及び提供 2 物価の安定と情報提供 3 地域の活性化・持続可能な社会の実現 | 0 | |
| II 商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導 1 適正な商取引の確保 (1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分 (2) 不適切な表示に対する立入検査、指導 (3) 割賦販売における事業者指導 (4) 貸金業における事業者指導 | 5,220 | |
| III あらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成 1 消費者教育・啓発の推進(長野県版エシカル消費の推進) (1) 消費者教育・啓発の推進 (2) 学校等における消費者教育の推進 (3) 地域・職域等における消費者教育の推進 2 消費者教育・啓発に係る体制、人材育成(消費者大学の開催) 3 特殊詐欺被害防止対策の推進 4 多重債務者対策の強化 | 45,165 | 消費生活の安定と向上 |
| IV 県民の意見が反映された消費者行政の推進 1 透明性の確保 (1) 消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会の運営 (2) 消費者施策等の公表 2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働 | 1,981 | |
| V 相談体制の充実・強化 1 県消費生活センターの機能強化 2 市町村相談体制の充実・強化 (1) 市町村相談体制の整備 (2) 市町村相談窓口への技術的支援 | 117,100 | |
| | 小計(169,466) | |
| I 防犯意識向上のための広報啓発 1 働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト 2 若年者の特殊詐欺加担防止 | 2,712 | |
| II 安全安心なまちづくりのための関係機関・団体との協働 安全安心なまちづくりのための関係機関・団体との連絡、調整 | 0 | |
| III 自主防犯活動の活性化 1 自主防犯ボランティア活動に関する情報発信 2 自主防犯ボランティアの育成・活動支援 | 346 | |
| IV 犯罪のおきにくい環境づくり 1 公共空間における犯罪のおきにくい環境づくり | 0 | |
| | 小計(3,058) | |
| I 交通安全運動の推進 1 交通安全運動推進本部・地方部の運営 2 交通安全功労者等の表彰 | 2,329 | |
| II 交通安全啓発活動 1 季別の交通安全運動等における広報啓発 2 地域別重点啓発事業 3 交通安全関係団体の支援 | 2,241 | |
| III 交通事故相談所の運営 長野本所、松本支所、飯田支所 | 13,467 | |
| IV 安全安心な自転車利用推進事業 新 自転車条例スタートアップ事業 | 4,081 | |
| | 小計(22,118) | |

消費者大學事業

くらし安全・消費生活課

1 趣旨

消費生活に関する基礎的かつ最新の情報等を講義とグループワークを通して幅広く習得することにより、消費者被害を未然に防ぐとともに、消費生活について自ら学び、かつ消費にあたって自主的・合理的な選択ができる「自立した消費者」の増加や、地域・職場等での消費者教育や啓発活動を中核となって行う人材の育成を図る。

2 事業の必要性

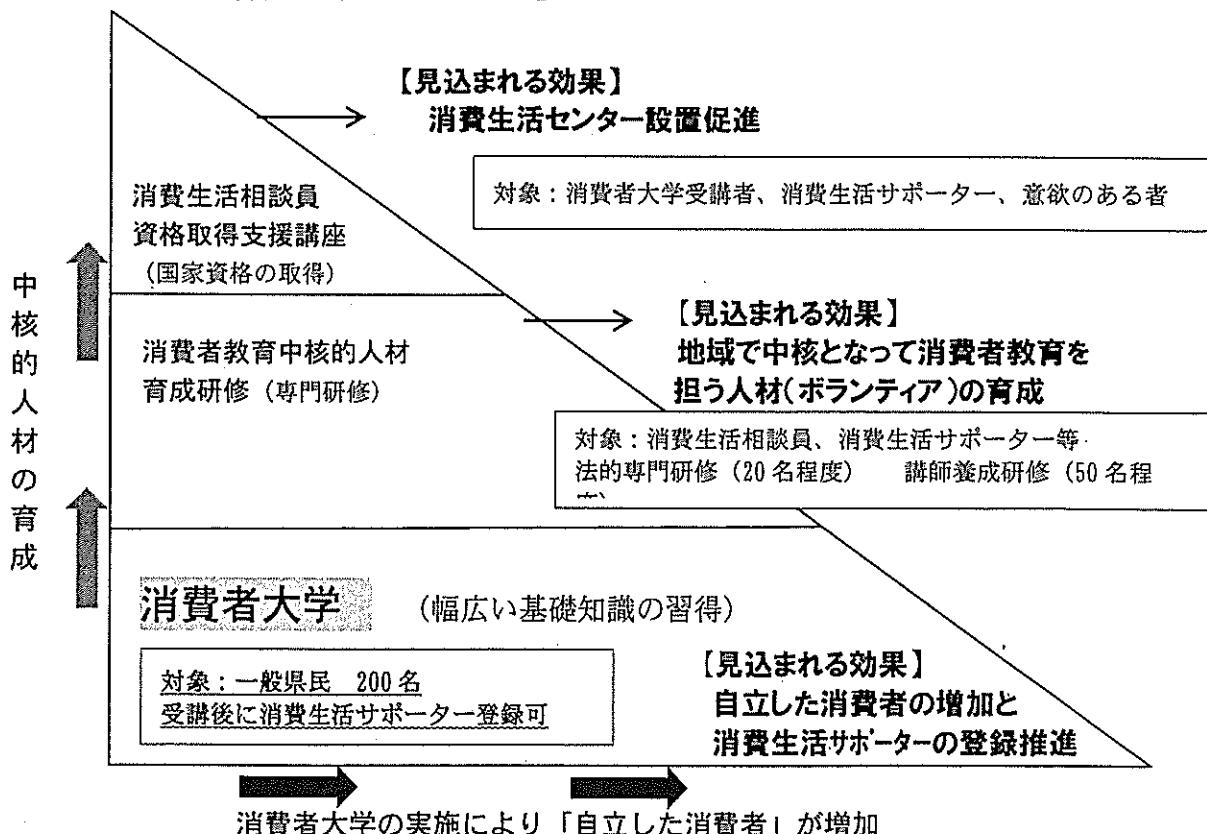
消費生活に関する講座では、最新の消費者問題等を単発の講義形式で学ぶ「くらしのセミナー」を2017年度まで実施してきたが、幅広い知識を体系的に習得するには至っていなかった。

また、グローバル化や高度情報化の進展により消費者問題も多様化、深刻化し、消費者をとりまく環境や問題も刻々と変化する中で、消費者被害を防止するためには、引き続き最新の情報の習得も引き続き求められる。

このため、消費生活に関する基礎的かつ最新の情報等を連続講座形式で、さらに「自ら学ぶ」ようグループワークや実地見学等も活用して幅広く習得できる講座が必要である。

そして、「自立した消費者」の増加や、消費者教育等に係る中核的人材の育成を行うことは、住民にとって最も身近な消費生活相談窓口としての市町村の機能を充実・強化させるために必要な、「消費生活相談員」を目指す人材の確保にもつながる。

【消費者教育人材育成施策のイメージ】



3 事業の概要

消費者教育の基礎講座を開講

開催時期： 9月～11月（受講者が参加しやすい土、日、祝日を予定）
開催場所： 佐久地域、伊那地域
講座数等： • 12講座（1日2講座（午前・午後）×6日）
（12講座のうち8講座（全講座のうち2/3）以上受講した者に修了証を交付）
• 課外講座1（実地見学等）
対象者： 県内の希望者 約200名（佐久会場100名、伊那会場100名）
講座内容： 消費生活に関する講義
長野県版エシカル消費に関する講座（2講座程度）

4 予算額

3,841千円（裁）

（国庫（地方消費者行政強化交付金）1/2 1,920千円、一財 1,921千円）

<2018年度 3,873千円（国庫（地方消費者行政強化交付金）1/2 1,936千円、一財 1,937千円）>

5 事業効果

- 「自立した消費者」の増加と、「消費生活センター」等消費者教育や啓発活動に係る中核的人材の育成により、消費者被害の減少等、消費者をとりまく諸環境を改善
- 消費者大学受講をきっかけに、ステップアップして消費生活相談員を目指す人材を確保し、市町村における消費生活センターの整備を円滑化
- 「長野県版エシカル消費」について、より深い知識を持って地域・職域で啓発活動ができる人材を増加し、長野県版エシカル消費認知度100%を実現

6 事業目標

消費者大学や出前講座の年間参加者 2万人（2019年度）

消費者教育中核的人材育成研修事業

くらし安全・消費生活課

1 目的

消費生活サポーターや消費生活相談員に、出前講座等での消費者教育を担えるレベルの知識及び情報発信の方法等を習得し、消費者教育の中核となる人材となることにより、消費者教育を県民に広く浸透させ、県民一人ひとりが「かしこい消費者」となることをめざす。

2 現状・課題

特殊詐欺や悪質な訪問販売や電話勧誘販売など、消費者トラブルが多様化・複雑化している中で、被害を未然に防ぐためには、身近な生活圏レベルでのきめ細やかな消費者教育が必要となるが、行政が実施する啓発やセミナーのみでは限界がある。

消費者教育を県民に広く浸透させるためには、地域において消費者教育を担う消費生活サポーターや消費生活相談員等の協力が不可欠である。

消費生活サポーターや消費生活相談員に向けて、出前講座等での消費者教育を担えるレベルの知識や情報発信の方法、消費者トラブルへの対応方法などを習得する研修を開催し、消費者教育の中核となる人材を育成する。

3 事業内容

○消費生活相談員等法的知識習得、事例研究研修

国民生活センターの研修等を受講し、相談員として必要な知識、スキルを習得する。

○消費者教育中核的人材育成研修

消費者教育の実践者として必要な知識、スキルを習得するための研修会を開催する。

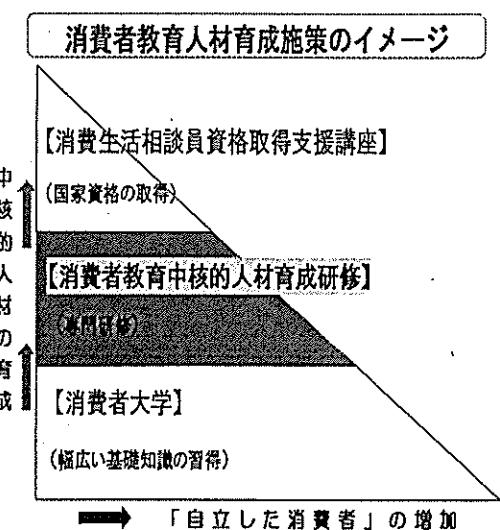
4 予算額

4,372千円（国交付金 10/10 4,372千円）（裁）
(H30 4,317千円 (国交付金 10/10 4,317千円)) (臨)

5 内訳

消費生活相談員等法的知識習得、事例研究研修

- 概要：国民生活センターの専門・事例講座を受講し、消費者トラブルの問題解決に必要な法律知識、相談処理のノウハウ等、主に相談員として必要な知識、スキルを習得する。
- 対象者：県の消費生活相談員等（20名程度）
- 予算額：1,335千円



消費者教育中核的人材育成研修

- 概 要 : 消費者トラブルに関する個別分野の知識の習得や、事例、対象に合わせた効果的な情報発信方法等の消費者教育の実践者として必要な知識、スキルを習得するための研修会を開催する。
- 受講対象者：消費生活センター、消費生活相談員等（50名程度）
- 実施時期：平成31年10月～平成32年1月の16日間（2日×8週）
- 実施場所：松本市、長野市（北信消費生活センター）
- 研修内容：消費者契約法、インターネット取引、特定商取引、あつせん等の講義及び事例研究、コミュニケーション講座
- 予算額：3,037千円

長野県版エシカル消費推進事業

くらし安全・消費生活課

1 目的

「長野県版エシカル消費（生産）」を県民及び事業者に周知・啓発することにより、「人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費（生産）」行動を促し、持続可能な社会の実現（SDGs）及び地域内経済循環の拡大等により、環境問題や社会問題、地域での雇用創出といった社会的課題の解決を目指す。

2 事業の内容

平成31年1月に開催するキックオフフォーラムを足掛かりとして、県内における長野県版エシカル消費（生産）のさらなる取組を推進する。普段の消費行動が長野県版エシカル消費につながっていること多く、本事業による気づきの促進により、長野県版エシカル消費の拡大を図る。

（1）「長野県版エシカル消費」の周知・啓発

- ポスター・リーフレットによる周知
- 親子参加型エシカル教室の開催
- 生協・事業者団体との連携による啓発
- マスコミ、市町村広報媒体等を利用した啓発

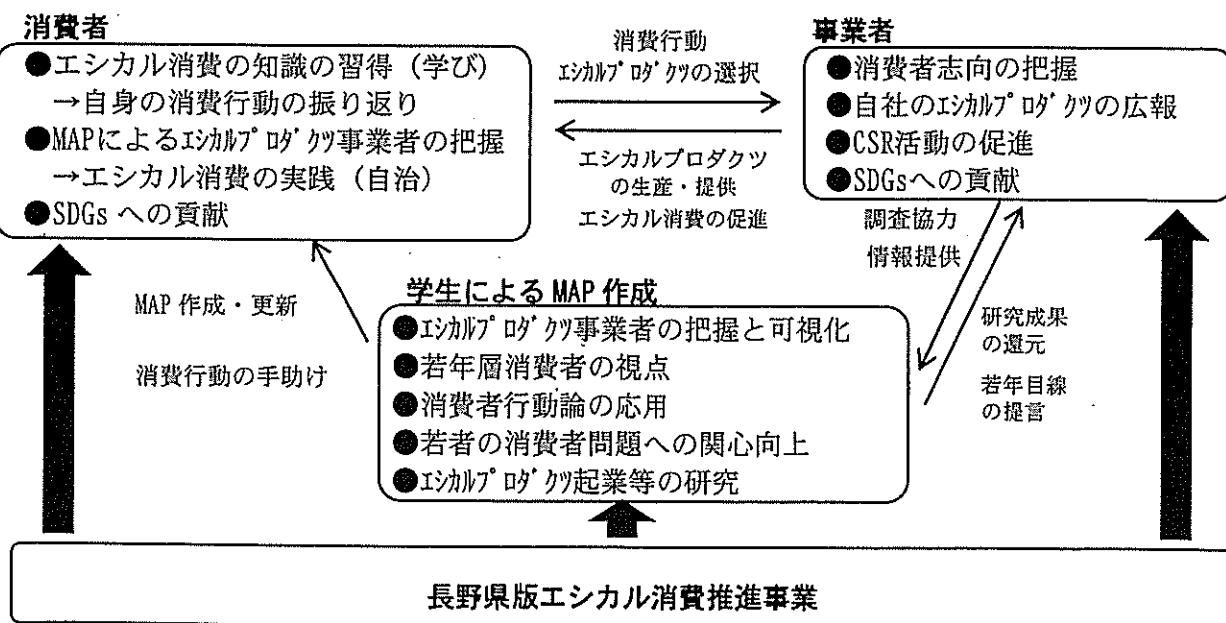


（2）エシカルプロダクト(*)啓発に向けた取組

- エシカルプロダクトに関するMAP作成調査
- 事業者向けセミナーの開催
- 長野県立大学や産業労働部等関係部局との連携

(*)エシカルプロダクト
エシカルな消費行動に繋がる
商品・サービスの提供

【長野県版エシカル消費推進事業のイメージ】



3 予算額 3,322千円（国補1/2 1,660千円 一財1,662千円）（裁）
(H30 4,135千円 国補1/2 2,067千円 一財2,068千円)

4 目標

「長野県版エシカル消費」の認知度100%
(第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画重点目標 H30～H34年度)